

札幌市子どもの権利委員会

第4回委員会

会 議 録

日 時 : 平成22年4月27日(火) 16時30分開会
場 所 : S T V 北 2 条ビル 6 階 1 ~ 3 号会議室

1. 開 会

○委員長 それでは、委員会を始める時間が来ましたので、ただいまから第4回目の子どもの権利委員会を行います。

事務局から連絡事項は何かありますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 本日の欠席者でございますが、梶井委員から所用により欠席する旨の連絡がございました。本日の欠席は梶井委員1名のみでございます。

また、新年度を迎えまして、事務局に人事異動がございました。4月より大谷内子ども育成部長が着任しておりますので、簡単にごあいさつを申し上げます。

○事務局（大谷内子ども育成部長） 皆様、こんにちは。

4月1日付で子ども未来局子ども育成部長につきました大谷内でございます。

今後、子どもの権利条例の実施につきまして誠心誠意一生懸命取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、新聞紙上等で皆様もご承知のとおり、西区宮の沢児童会館で起きましたトルエンの検出の問題、それから中央区の緑丘児童会館で起きました灯油の流出事故、これら一連の問題にかかわりまして私どもの大変な不手際がございまして、皆様の信頼を失いかねない状況を引き起こしてしまいました。このことに対しまして、この場をおかりしまして、深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

私ども子ども未来局職員一同、管理職を含めて、こういうことのないように一丸となって子どもの権利が実現されるあり方を一生懸命考えて取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 事務局職員にも異動がございました。これまで酒谷という職員が担当しておりましたが、4月21日付で岩崎職員が着任いたしました。今後、いろいろと連絡対応をさせていただくことになると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、子どもの権利救済機関子どもアシストセンターから代表子どもの権利救済委員の市川委員にお越しいただいております。この後、昨年度1年間の救済機関の運営の総括ということでご報告をいただくことになっております。

私からは、以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

2. 議 事

○委員長 以上で事務局の連絡事項が終わりましたので、早速、第4回委員会を進めてまいります。

本日の議題でありますけれども、議事といたしましては、ただいま事務局からお話のありました子どもの権利救済機関運営状況についてのほか、子どもに関する実態・意識調査の結果について、さらに今後の進め方についての三つを予定しております。このほか、報

告事項としまして二つ上げられております。

なお、本日の終了時刻は18時30分を予定しております。このことからしますと、盛りだくさんの議題となっておりますので、効率的な議論が必要になるかと思っております。ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

まず、1点目の議題としまして、子どもの権利救済機関の運営状況についてです。市川啓子子どもの権利救済委員からご報告をいただきまして、その後、皆様方から質問等の時間を少し設けたいと思っております。

それでは、市川救済委員、よろしくお願ひいたします。

○市川子どもの権利救済委員 皆様、こんにちは。

子どもアシストセンター代表救済委員の市川と申します。

本日は、昨年度にスタートしましたアシストセンターのご報告をさせていただきたいと思っております。

ご存じのとおり、昨年4月に、ちょっと長い名前の条例ですが、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例が施行されまして、同時に、子どもアシストセンターが開設されました。アシストセンターそのものはずっと続く長い歴史を持っているのですが、新しく生まれましたアシストセンターは、権利条例に基づいた活動をするところが特徴でございます。

目的は、一言で言えば、子どもたちがみずからの力で次のステップを歩み出せるように支援することに尽きるわけです。現時点では、16名のスタッフで、相談員が7名、調査員が3名、救済委員が2名、そして事務局職員が4名になります。

相談員、調査員、救済委員は、条例に基づきまして、3層構造と言われる形で活動しております。それぞれの役割を担いながら子どもの権利のために動くことになっております。これは、ほかの都府県の救済機関とはちょっと趣を異にしておりまして、私どもは相談の段階から幅広く浅く受け付けております。ですから、子どもの電話やメールでのつぶやきから拾い上げていく形になります。他の救済機関の場合は、最初から調整なり救済なりを目的にして相談が始まるわけですが、札幌市の場合は、相談機関としても機能したいということで、3層構造になっております。

まず、相談から昨年度の実績をお話ししたいと思っております。

資料3をごらんいただきたいと思っております。

平成21年度札幌市子どもの救済機関相談状況になりますが、ざっと要点だけをお話しさせていただきます。

まず、相談件数ですが、延べ数で3,571件、実数で1,278件となっております。昨年度までのアシストセンターと比較しますと、延べ数で1.2倍、実数では1.7倍の件数となっております。相談件数の増加の要因は、小・中学生を中心に相談カード等を配布したことやフリーダイヤルの導入などが大きく影響しているのではないかと考えられます。

相談内容は、学校生活にかかわるものが最も多くありまして、1,893件で相談の53%に上ります。その内訳では、学校の友人関係が16.6%、子どもと教師の関係が8.9%になるわけですが、この子どもと教師の関係というのは、子ども自身からというより、親御さんから、どうもうちの子どもが学級で友人関係などがうまくいってなくて、先生がそれを理解してくれない、指導がないといった訴えで来られるケースです。不登校は8.8%となっております。

相談の方法ですけれども、電話相談が著しく増加しております。前年度比では212.8%になっております。相談方法の全体の内訳としましては、メール相談が多く、約50%に上ります。実数では電話相談が71%です。メール相談の場合は、やりとりが数回重ねられることが多いです。メール相談は、相談機関では難しいと言われていたのですが、現在のところ、メール相談は中学生からが非常に多くなっております。

相談者の内訳に入りますけれども、延べ数では子ども自身からの相談が最も多くなっております。学校別では、先ほど言いましたように、中学生が51.3%、次いで小学生が約20%になっておりますが、小学生の相談がこれまでになく増えている傾向があります。

子どもは、メール相談を多く寄せます。要するに、メールでのやりとりが多いわけですが、お母さんからの電話相談も29.5%、1,060件に上っております。

以上が相談の様子です。

そういう相談の中から、札幌市の場合は、調査調整という形に進む件数が増えておりまして、昨年度の調査調整は41件ありました。それに反して、実際の救済の申し立ては3件のみでした。

調査調整というのは、学校と保護者のややこじれた関係が実際のところ寄せられることが多くなってまいります。子どもの学校の様子を保護者が大変心配しまして、何度か学校側をお願いすることが続いた後に事態が改善しないということで、私どもの方に相談が寄せられます。そして、私どもには調査員が3名おりますけれども、学校に出向いたり、電話などで学校と保護者との仲立ちをする形で活動しております。

昨年度の調査調整は、小学校で18件、中学校が10件、児童相談所が9件となっております。特に調査調整に入った施設その他はございません。これらの41件のうち、25件が学級を舞台にした何らかの関係のこじれが持ち込まれたこととなります。1件の調査調整にかかった平均回数は3回となります。

この調査調整は相談の次に多かったわけですが、救済というのは、先ほど申し上げましたように、中学生が1件、かなり年上の若者の施設の問題、1件は小学生の親御さんからの救済申し立てが出ているのですが、その小学生の親御さんは学年が変わって様子を見るということで、今は保留になっております。

私どもの感じとしましては、救済ということになりますと、さまざまな手続が必要になってきまして、解決に結構時間がかかってしまいますが、調査調整の場合は、迅速に対応して、子ども自身が新しい環境のもとで生活が可能になるということで、調査調整の41

件は仕事としてはかなり大きなウエートを占めたと思っております。

最終的には、学校に調査員が出向いて、学校の様子をお聞きします。最初は親御さん、あるいは本人から電話やメールが入ることがあるのですが、それを吟味しまして、そして学校に調査員が問い合わせ、あるいは出向くなりしまして、学校での様子をお聞きして、最終的には、子どもにとってどのような状況が望ましいかということで、先ほど申し上げましたように、仲立ちという形で話し合いを進めます。

ただ、完全に何かを解決するという事は、関係の問題に分け入る性質上、解決まではなかなかいかないことが多いのですが、子どもや親御さん、そして学校側がどうも行き詰まり状態になっている場合に、公的第三者機関としてかかわることで、学校に行きやすくなったとか、不登校気味だった子は環境が改善して学校に行けるようになったなどということが出てきております。

最後に、救済についてですけれども、先ほど申し上げましたように、3件です。現時点では、この基準が難しいわけですが、深刻な権利の侵害はないものと私どもは考えております。ただし、救済まで行きますと、相当こじれた関係になってきますので、一見、表面はこれで仕方ないねという形になるのですけれども、心の痛手は長く尾を引くことがあります。特に、中学生の場合は、自尊感情が傷つけられて、それから立ち直るのにかなり長い時間がかかるのではないかとと思われることがあります。

以上で、本年度のアシストセンターの簡単なお報告を終わらせていただきたいと思います。

○委員長 要領よく、しかもわかりやすく説明していただき、ありがとうございます。

今、市川救済委員から説明があったわけでありましてけれども、今の話を聞きまして、委員の皆さんから質問等が何かあれば時間をとりたいと思っておりますので、質問していただきたいと思っております。

ご自由にどうぞ。

○A委員 初めて伺いまして、大変興味深く勉強させていただきました。

2点ほどお尋ねいたします。

1点目は、調査調整の41件について、学校と保護者間の仲立ちをというお話があったのですが、そこのお苦勞談のようなものを、お聞かせ願える範囲で結構ですので、伺いたく思っております。というのは、私は職場で素人ながら人権相談員を3月までやっておりまして、大学なものですから教員と学生が一番多いのですが、その双方の意見を聞きながら、本当に双方に何度も行ったり来たりしているのが常でした。実際に、札幌は広域ですので、そういうふうに当事者間の話を聞きに行くのもそうですし、どうして答えなければいけないのだなどと言われたりするのかなと思っておりますが、そこら辺はどうされながらいいところを見つけられていったのかというお苦勞談を伺いたいと思っております。

○委員長 では、今の点についてお願いいたします。

○市川子どもの権利救済委員 ご質問をありがとうございました。

私どもが最も気を使いましたのは、学校という一つの流れがあるわけですが、そこで起こっていることに第三者がある意味では子どもや親御さんのお気持ちを伺いながらとは言え、入っていかせていただくことでした。例えば、先生と子どもたちの関係でも、ある場面だけをにとって判断することは難しいわけです。一つは教育的な流れの中でそういうことが起こってきた、あるいは先生方には別なお考えもあったかもしれないということがありますので、その意向をできるだけ伺わせていただくという配慮をしました。

もう一つは、市教委と相談した上での話ですが、これは賛否両論あるのですが、現在のところ、私どもは、学校に入って、こういう相談が来ていますということを直接申し上げることはないのです。まず、市教委から学校の方にアシストセンターでこういう相談を受けたようですとあらかじめ連絡をしていただくことで、そのあたりは非常にスムーズに行っております。さらに、先生のOBが実際に教育現場をよくご存じで、その方がほとんどのケースで学校に入っております。

そういうことで、今年度に限りましては、大きな拒否的な感じは今のところ私どもは感じておりませんで、大変ありがたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

今、A委員から一つ目の質問があったのですが、恐らく、A委員からさらにたくさん質問されると思われますので、もし、ほかの委員からありましたら、先に出していただかせんでしょうか。

○B委員 中学校の校長としては非常に重たく状況を受けとめております。

一生懸命やっているつもりですけれども、子どもたちが相手ということで、なかなか難しい状況があります。逆に、ごくわずかですけれども、学校からアシストセンターへの相談が寄せられているのですね。その学校から寄せられたご相談の中身を、差しさわりのない範囲で教えていただければと思います。

○市川子どもの権利救済委員 最初の第一声が学校から寄せられたケースはほとんどないと思います。逆に、こちらがこういうことがありましたということでお話ししたときに、実は学校も困っているという形で、学校から親御さんにお話をしてもなかなか受け入れていただけなかった状況があったときに第三者として入ることでもうまく前に進めたケースはありました。それは、学校からも、ありがたいということでお言葉をいただいて、私どもも大変うれしく感じたことがございます。学校側から第一声が寄せられたケースで調査調整を要するものは今のところはまだございません。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 調査調整先に児童相談所が9件ありますが、虐待通報したものが7件となっております。あと2件あるわけですね。虐待通報以外の相談はどのようなものがあったのでしょうか。

○市川子どもの権利救済委員 詳しくはなかなか申し上げられないところがあるのですが、虐待ではないのですけれども、本人のさまざまな思いから児童相談所に相談したいという

ことになったケースです。虐待そのものではありません。

○委員長 これ以上は申し上げられませんということですね。

○副委員長 もう1点は、救済申し立て件数が3件あったということですが、これについては、既に何らかの判断が出ているということで伺ってよろしいのでしょうか。

○市川子どもの権利救済委員 そのうちの1件は、学年が変わったので、様子を見たいということで保留になっております。あとの2件は、一応、終結いたしました。

○副委員長 その終結の内容は公開されていないのですか。どういう結論かは公開されていないのですか。

○市川子どもの権利救済委員 今のところは考えておりません。

ただ、報告書が6月末に出るわけですけれども、そこにも詳しいケースはなかなか載せられません。私が申し上げられるのは、一見、解決はしましたけれども、先ほど申しあげましたように、本人の心の状態は時間がかかるという印象を持っております。

○委員長 それでは、A委員からどうぞ。

○A委員 二つ目をお願いいたします。

最後におっしゃいましたように、こうやって救済はするのですが、子どもの心の痛手は長く続くのだらうと伺って、本当にそうだらうと思いました。札幌市の事例ではなくて、他の自治体のケースですけれども、中学生のときに、担任とのことがあって、不登校になって、結局、高校は他の学区、自分の中学校時代の友人がいないところに通っている高校生の方が、その後もずっとカウンセラーに通わなければいけなくて、いろいろな症状が出ているということで、ずっと苦しんでいらっしゃる方を存じ上げているのです。アシストセンターとして、そういった方に救済した後も寄り添うような仕組みがあるのか、あるいは構想があるのかを伺いたいと思います。

○市川子どもの権利救済委員 今のところ、救済の後に継続して相談を受けているケースはございません。一つは、アシストセンターへの深い相談がなかなかしづらいロケーションもあるのです。お部屋の中に間仕切りがありまして、面談も普通のカウンセリングのようにはなかなかできない状況があります。ですから、臨床心理士は2人いるのですけれども、なかなか深いフォローアップをする体制までは今のところない状態です。

ただ、少しずつ元気になる可能性は、私どものケースの場合は感じられましたので、特に、ほかの相談機関を紹介することも今のところはない状態です。

○委員長 まだほかに質問があるかもしれませんが、時間の関係で、第1点目についてはこの辺で終わらせていただきたいと思います。

市川救済委員は、これからもご苦労があるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一つ目の議題はこれで終わりにいたしまして、2番目に入らせていただきます。

議題(2)の子どもに関する実態・意識調査の結果についてを扱いたいと思います。

この調査に関しましては、前回、この委員会において皆様からさまざまなご意見が出され、それを踏まえて調査が行われたわけであります。事務局から既に各委員の皆様方に調査の結果についての資料が送付されているかと思えます。

本日は、事務局から若干補足意見をいただいた後に、各委員の皆様の間で調査の結果に関する意見交換をしていただきたいと思います。

それではまず、事務局から説明をお願いします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、私から簡単に説明させていただきます。

資料4の子どもに関する実態・意識調査の結果についてをごらんいただきたいと思います。

1枚目に、今回の調査概要ということで、3月1日から17日までの間に総計で1万通発送いたしました。今回の回答率は38.5%と約4割の方からご回答いただきました。今回ご回答いただいた中では、大人だけを見ると最も回答の多かった世代は60代、次いで50代と、大体50代、60代の方の回答が多かったという結果が出ております。

また、今回は、小学生と中学生から18歳以上ということで二つに分けました。ちなみに、小学生では、小学校5年生が一番多く回答をいただきました。中学校から18歳の間では中学校2年生から一番多く回答をいただきました。ただ、実数での比較ですので、ほかの学年とそう極端に違うことはございません。あくまでも参考までということでご理解をいただければと思います。

きょうは、既に委員の皆様方に資料等を送らせていただきましたが、簡潔に説明させていただく関係で、今回、補足資料を用意させていただき、きょうはこれに沿って簡単に概略を説明させていただきたいと思います。

まず、1枚おめくりいただきまして、1ページの左側でございます。

大人向けの調査ということで、問3です。これは、現在の小・中・高校生に対する印象について回答をいただいたものでございます。前回、平成15年の札幌市市政世論調査でも一度同じ問いをしておりまして、15年の段階と経年比較できるような形で再度整理させていただきました。基本的には、棒グラフの左側の「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という部分がこの設問に対する肯定的な判断ということでご理解いただければと思っております。

今回、全部で18項目ございますけれども、上位5項目につきましては、大人たちが子どもに対する印象としては「精神的なたくましさ不足している」が44.8%と一番大きな数字が出ております。ただ、15年の調査と比較すると数字は若干落ちてきているところであります。

そのほか、順に申しますと、13番目の「自主性・自立性に乏しい」、14番目の「社会への関心が低い」、10番目の「自己中心的である」、17番目の「自分の感情をうまくコントロールできない」と、どちらかというといずれも否定的な部分の評価が高かった

と思います。これは、男性、女性それぞれ回答をいただいておりますが、属性による差はあまり見えておりません。肯定的な部分で評価が入ってきているのは、左側4番目の「開放的で明るい」というものが件数の中に入ってきている状況でございます。

大人から見た子どもに対する印象を見ていただければと思います。

もう一枚おめくりいただきまして、3ページでございます。

小・中・高校生を取り巻く環境についての印象で、同じように15項目を記載させていただいて、それを選択していただく調査を実施させていただきました。

これについては、「思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて上位5項目を調べてみたところ、一番多かったものは3ページの下段にあります8番目の「有害な情報がはん濫している」で、これが大人から見て今の環境についての印象として1番に上げられているところでございます。

件数的には、2番目は、4ページの3段目の11番の「自己中心的な親や大人が多い」でございます。以降は、15番の「社会の先行きが不安である」、10番の「兄弟姉妹が少なく、競争する機会が少ない」、5番は、一番最初の項目ですが、「経済的に豊かで、欲しいものが手に入る」です。この5項目が上位項目です。こういった形で今の大人が子どもを取り巻く環境について理解しているという調査結果が出たところでございます。

続きまして、5ページに移らせていただきます。

大人に対する質問でございますが、子どもが意見を言ったり参加したりすることについてどう考えるかです。これについては、「家庭で大事な物事やルールを決めるときに意見を言うこと」が「参加すべき」「どちらかといえば参加すべき」という肯定的な部分で9割を超える数値が出ております。また、「学校行事の企画運営に参加すること」「学校の部活動の内容を決めること」は「参加すべき」「どちらかといえば参加すべき」を入れると約8割方はそういう評価をしているところでございます。

地域の行事の企画運営や札幌市政については数字としてはかなり低く出ております。特に、「札幌市政について意見を言うこと」については、「どちらとも言えない」に約4分の1の数字が出ているという結果でございました。

ちなみに、1番目から7番目の項目の回答ですが、10代、20代、30代とそれぞれ世代ごとにもどういった回答割合があるかということ調査させていただきました。全般的な傾向で言いますと、年齢層が上がるに従って参加すべきという割合がだんだん落ちてきます。割と若い世代は、「参加すべき」「どちらかといえば参加すべき」という件数が多い実態が少し見えたところでございます。

続きまして、6ページ以降は、子どもとのかかわりの有無、7ページは今の子どもが学校や家庭以外の社会生活で体験してほしいこと、問11、問13、問16と前回の平成15年に実施した数字と比較した形で表を載せさせていただいております。

問11は、子どもとのかかわりの有無でございますが、前回に比べると全体的にかかわりがあるという回答が高い結果が出ております。内容としては、「出会ったときはあいさ

つをする」「良いことをしたときはほめる」、反対に、「悪いことをしたときにはしかる」が前回よりも割合が高くなっているというふうに見られます。

あとは、問13の子どもが健やかに育つために必要だと思うことについては、大きな変化はないようにとらえております。基本的には同じ傾向があるというふうに見ております。

次の7ページの間16でございます。今の子どもが学校や家庭以外の社会生活で体験してほしいことで、それぞれ多かった順に並べさせていただきました。これを見ていただくとおわかりのように、最初の2段は「お年寄りとふれあうこと」「障がいのある人とふれあうこと」と、いずれも人間関係の部分のかかわりについて大人としては子どもに体験してほしいということが読み取れるというふうに考えているところでございます。

次に、8ページに移らせていただきます。

子どもの権利条例を知っているかという設問を設定させていただきました。

これまで、子どもの権利条約について知っているかということで何度か調査を実施したことがあります。今回は、条例の施行を受けて初めての調査ということで、新たに項目を出して調査させていただきました。その結果が8ページにあります。

大人は、約半分ぐらいが「知らない」という傾向ですが、小学生と中学生から18歳の世代については「知らない」という回答が6割を超えるような状態でした。これについては、これまで広報活動なり、実際に出前講座、子ども参加事業など、いろいろな機会をとらえてこの条例についてPRをさせていただいておりましたけれども、今後も引き続き力を入れていかなければならないというふうに理解しているところでございます。

参考までに、8ページの下段に、条約について聞いたときの調査と市政世論調査で同じく過去に実施した調査がありましたので、それと比較する意味で載せさせていただきました。当時は、30、40%台が「知らない」という状況だったのですが、条約から条例と趣旨も変わっている部分はございますけれども、知らない数が大きく出たと思います。正直、今回の調査の中では、ほかの項目はそれなりにある程度予想した数字かと思っていたのですが、これは我々としてはちょっと残念な結果だと見ているところでございます。

続きまして、9ページに移りまして、問22の条例に定められている権利が守られているかです。これも「守られている」と判断する部分を多い順に上から整理させていただいております。回答として「守られている」「どちらかといえば守られている」という回答が一番多かったものは、「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」でございます。逆に、一番下の「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」は「守られている」は、「どちらかといえば守られている」の割合が少ないです。逆に言えば、守られていないという結果になるというふうと考えております。

ちなみに、この調査の結果につきましては、大人と子どもと両方に同じ設問で聞いております。子どもの場合、子どもの権利が守られていないものについて答えてくださいということで質問しております。同じように、大人も守られていないというふうに統一して、10ページのグラフに整理させていただきました。

ここでは、大人が黒の棒グラフ、白が中学生から18歳までと整理させていただきました。折れ線グラフが入っておりますけれども、これは大人の値と子どもの値との差をあらわしております、左の縦軸の数字が0.0のところは大人も子どもも同じ数値で、折れ線が上に位置する項目は子どもが特に守られていないと思っている項目、逆に下の場合は大人が特に守られていないと思っている項目という形で見ただけだと思います。

単純に大人と子どもでそれぞれの守られていないと思う割合が一番差があったのは3番目の「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」です。中学生から18歳までが45.5%が守られていないと思っておりますけれども、大人は37.6%という認識がありました。ただ、この項目については、大人も子どももともに守られていないということで1番目に上げている項目でございます。大人も子どもも多かった件数は、これ以外に一つ隣の4番目の「障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な利益を受けないこと」が同じく子どもも大人も守られていないととらえている回答が多かったところでございます。

逆に、子どもと大人との違いが見られたところでございます。子どもから見た場合、これはあくまでも順番だけの話ですが、「プライバシーが守られること」がちょうど真ん中にあります。数値的に見ると、大人は21.5%、子どもは21.3%ということで同じような数値ですけれども、順番で見ると、子どもは「プライバシーが守られること」を3番目に守られていないと思うというふうに判断している数値でございます。

また、二つ左の「個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること」も、「プライバシーが守られること」に次いで、子どもとしては守られていないと思う権利と認識しているところでございます。

逆に、大人の認識が高くて子どもの認識が低かった項目は、参加する権利です。ここは18番から21番まであります。この棒グラフを見ていただいてもよくわかりだと思いますが、軒並み大人としては守られていないという意識を高く持っているのですけれども、子どもとしては数値的に見ると大人ほどは高くないという実態が今回の調査で見えてきたところでございます。

続きまして、11ページに移らせていただきます。

ここでは、自分のことをどう思うかということで、中学生以上に質問させていただきました。この結果、全体のグラフのみを並べたところでございますけれども、2番目の「自分を大切に思ってくれる人がいる」については84.6%と割合としてかなり高い数字が出たと思います。また、4番目の「ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい」も割と高い数字が出ていると思っております。

また、この点については、お渡しの資料の中では世代ごとの数字もあります。そういったものも絡めるともう少し深い分析も出てくると思っておりますが、とりあえず、きょうのところは全体のお話だけをさせていただきたいと思っております。

あとは、子どもについて12ページから14ページにつきましては、夢中になるときは

どんなときであるかやこれまで体験したことなどの観点で、平成15年に実施したものと比較する意味で参考までに数字を載せさせていただきました。数字に多少の前後はありますけれども、全体的な傾向はそれほど変わらないと認識しているところでございます。

少し飛びますけれども、15ページです。

あなたと話をするときの保護者の態度ということで、これは小学生、中学生以上に質問させていただきました。この中では、1番目から4番目までは「よくある」「ときどきある」は少ないと思って見ていましたが、「そのときの気分で態度が変わる」が数字的には唯一大きく出ていると思っております。

あと、16ページには自分の考えや思いがあるときにそれを言うことができるかということで、小学生、中学生以上それぞれ記載させていただいておりますけれども、家庭の中の大事な物事やルールについて、学校の行事や進め方について、または学校の決まり事について、中学生以上ですと部活動の活動内容についてなどは「言うことができる」「だいたいは言うことができる」を含めると過半数以上は言うことができると理解できると思っております。

属性で、小学生、中学生、高校生で見たときには、家族の中の大事な物事やルールについては、やはり小学生よりも高校生になる方が「言うことができる」という回答割合が多くなりますし、逆に学校の行事、進め方、学校の決まり事については、小学生の場合は4年生から6年生までですけれども、数字的には小学生の方が「言うことができる」という回答が多く、逆に中学校、高校に行くに従って若干数字が下がっていく傾向も見られるところでございます。

あとは、大人に聞いたときも同様に札幌市政について言うことができる、できないについては、数字的には一番低い数字で出てきております。ただ、この中でも、小学生については「言うことができる」という回答が結構高く、中学校、高校と行くに従ってそういう回答がだんだん少なくなっていくという一つの傾向がございました。

以上が補足の資料でございます。

このほか、先ほど市川委員からご説明いただきましたアシストセンターの認知度についても調査をしております。これにつきましては、「知っている」「聞いたことがある」を合わせると、少なくとも聞いたことがあるという割合は73.4%と、条例の認知度に比べるとかなり高い数値が出ていると思っております。一つには、各学校の協力を得て個別にアシストのカードを渡したり、いろいろ効率的にやった部分の成果が出ていると思っております。

きょうは、それに対する補足説明ということで、先日お配りしました子どもの調査票をもとに子どもの実態をとらえつつ、子どもの権利の計画の具体的な事業の中身についていろいろとアイデアを出す一つの参考にさせていただければと思っております。

簡単ではございますが、以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの補足説明、あるいは既にお送りしております調査結果票をもとに我々の間で少し意見交換をしたいと思います。

調査結果を通して子どもたちの姿や現状をどのようにとらえるのか、あるいは、大人の意識、また子どもの育つ環境など、どのようなことでも結構ですので、ご意見を出していただきたいと思います。

〇〇委員 調査結果を見せていただきまして、経年で比較している部分については、今回の方が数字として少し高まっているという全体の印象があります。あとは、基本的には回答しているくれる人は積極的な意見の方が多いのだろうということで、それを加味しながら考えていきましたときに、10ページのところで僕なりに感じていることをお話しさせていただきましたと、やはり、大人の感覚と子どもの権利に対する感覚に若干の違いがあるのだろうと思います。例えば、16、17番から21番ぐらいは大人の意識が高く、子どもの意識が低いですね。逆に言うと、子どもの意識が高く大人の意識が低いのかも知れません。これを見ていくと、大人の方はどうもシステムや制度というところで子どもに対しての権利をとらえているところが多いと感じるところがあります。

例えば、家庭や育ち、行政などあらゆる場面で自分の意見を表明することや地球の問題について学んで、豊かな環境のために行動することとか、札幌市の文化や雪国の暮らしについてということがありますね。どうやら制度やシステムをある程度整備することが子どもの豊かな育ちや子どもの権利に反映されるべきだということが大人の意識の中に高いように感じるのです。

でも、実際に子どもたちが求めているのはそういうことではなくて、本当の尊厳性の部分なのだろうと思うのです。ですから、いじめの問題や差別の問題、その尊厳のところにかかわるところについては、子どもの方では権利が十分に守られているという意識が低く、逆に言えば大人の方がその関心が低いのです。

ここの尊厳的な部分で、子どもたちが本来求めている権利に対する意識と、大人の側が権利を与えているという感覚の中で満足している意識のずれのようところが、今後、札幌市の中でどういうふうにもバランスを保っていくのか、逆転させていくのかは僕が見て感じたところです。

全体を通して言うと、先ほど課長からもお話がありましたけれども、子どもの権利条例に対する認知度が低いので、ここをどう高めていながら大人の子どもの権利についての感覚、そして子どもたちが本来求めている自分たちの尊厳性のようところがどう整合を図っていくのかがこれからの札幌市の課題なのかというふうに見ながら感じた部分です。

〇委員長 ありがとうございます。

今、大人と子どもの人権感覚のずれというものについて話をさせていただきました。

ほかにはいかがでしょうか。

きょうは、この調査結果に関して一つの方向性を出そうというわけではありません。感

想で結構ですから自由に出していただきたいと思います。

○D委員 問21の子どもの権利条例を知っているかについてです。

ポスターやパンフレットを結構配っていて、目にする機会は小学生などの子どもも多いと思うのです。でも、知らないという状況の中で子どもたちが権利を主張するのは不自然かなと思いました。自分の権利を主張するならば、権利条例があるということを理解した上で権利を主張するべきだと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 学校の方にチラシを配ったり、ポスターを張ったりという取り組みを一通りさせていただきましたが、今回、ここは全体の部分で出していますので、今回お配りした資料の後ろの方に世代ごとの数字も出ております。今回の調査で知っているという割合は少ないのですが、実際に小学生の中で知っているという回答が一番多かったのは小学校6年生です。恐らく、授業で取り上げられるのがそのぐらいのところなのかと思うところでもあります。一部、小学校4年生、5年生に聞くと、学校の授業で取り上げるにはちょっと早いのではないかという話をいただいたこともございました。また、中学生で言うと、同じく中学校3年生が回答としては一番多かったところでございます。

今回の補足資料の中には出ておりませんが、お配りした中では、こういったところで子どもの権利条例を知りましたかという回答で一番多かったのは、学校の授業でというものでした。その次がパンフレット、リーフレットです。

そういう意味では、先ほども申しましたが、何か新しいことというよりは、方法としてはそういうつながりの中でPRしていくのが一番だと思いますので、やり方の工夫をもう少し図っていきたいと考えているところです。

○委員長 ほかにどんどん自由にご意見を出していただきたいと思います。

A委員、どうぞ。

○A委員 先ほどC委員が言われた10ページの棒グラフに関して思ったことですが、3番目のいじめ、虐待、体罰などから心や体が守られていないというものが高いのは、今の状況からすると、そうかというふうに思いました。今回のアンケートの結果を今後の行政施策にどうつなげていくかということです。後で説明があると思いますが、未来プランの今後5年間のプランとどう絡むかを、いま一度、課長から伺いたいと思っています。例えば、いじめ、虐待、とりわけ虐待の問題などへの施策として児童相談所を増やすということも一つの課題かと思っています。後でお話があるであろう川崎市の権利条例ですが、川崎市は、札幌市より小さい政令指定都市ですが、2カ所の児童相談所を持っています。こういうアンケートの実態もそういう新しい行政施策をつくる方向に生かせないものかと思っています。

それから、4番目の差別の件ですが、随分と高いという印象でした。こういった具体的な差別がどんな背景であるのかは、もう少し詳しく調査して、具体的に手を入れていく必

要があると思います。そういったこともこの委員会で提言できないかと、これを見ながら思っていました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに、どんどん出していただきたいと思います。

E委員、いかがですか。

○E委員 感想的になるのですが、問8の今の子どもを取り巻く環境についての印象で、有害な情報はん濫している、自己中心的な親や大人が多い、社会の先行きが不安であるということは、まさに我々自身も感じているところです。そういう社会背景を受けてかどうかはわからないのですが、問11で近所の子どもとのかかわり合いの中で、出会ったときにあいさつをすることが増えている。あまりかかわりがないという人が減っているというのは唯一の救いかと思います。

逆に、社会的に不安定な部分があるからこそ地域でのかかわり合いを大事にしていこうという傾向が出てきていると思います。よいことをしたときは褒めてあげようというのは、多分、近所の子どもなど、自分以外の子どもに対してだと思うのです。そういうところに唯一の救いを感じました。

○委員長 ありがとうございます。

B委員、中学校から見えてどうでしょうか。

○B委員 いろいろな資料を見て、中学生の実態も少しずつ見えてこられた方も多いと思います。私も中学校教育を三十何年やっているので、昔と一番違うのは、子どもがどこで情報を得てきているかです。情報量は、私が勤めた昭和50年代のように学校の友達関係や先生方も含めて、そこで知ることよりも学校以外で知ることの方がはるかに多くなってきているなという率直な感じを持っています。

いろいろな資料を見せていただいて、子どもの権利などよりと言ったら言葉は悪いですが、単純に中学生でもかわいがってほしいのです。かわいがってほしいというか、認めてほしいということが子どもに対する第一の考えです。権利などいろいろところで彼らが主張していくよりも、むしろ、自分を認めてかわいがってほしいということが今でも中学生の基本ではないかというふうに、この資料から読み取っています。

○委員長 今のお話の関係で、F委員、小学生についてはどういうふうに考えますか。

○F委員 今、B委員がおっしゃったことは、小学校でもまさにそのとおりで、いろいろな問題を抱えた子どもがいる中で、かわいがられる、愛されることに対する充足感が足りない子どもはいろいろところで見受けられます。それを何とかしたいと必死で闘っているのが教育現場かなと思っています。

口を開いた勢いで2点お話しさせていただきたいと思います。

統計学的にはよくわからないので、1点は質問です。統計学的には何%を回収できれば有効と考えられるのか。恐らく、全員に回答してもらった場合、多少違った答えになると思います。それを踏まえた上でこのアンケートがあるわけですから、この中からやっ

かなければならないということについては別に異議を申し立てるつもりはないですが、そういう疑問が一つありました。

もう一つは、この委員会が何年か経過してきた中で、私は昨年の途中から入ったのですが、このアンケートの意味を私自身がここに座っていてどうもつかみ切れていないのです。これからどちらに行くのか、漠然とした霧の中で船に乗っているような気持ちをしております。

こうやって一生懸命回答してくれた子どもと大人がこれだけいて、これはある種の実態を反映しているのだらうと思います。しかし、このアンケートから読み取れることは大変難しいということが一つあります。きっと、授業にすれば、小学校高学年ならば何時間かかければ、いろいろ深い意味が読み取れるのだらう、小学生でもかなりの部分が読み取れているいろいろな意見が出るのだらうと思っておりますが、こういう結果だけを見てもなかなか難しい部分はあるなと感じております。

途中で自分が何を言っているのかわからなくなりましたが、この委員会に参加させていただいて、もう一つ自分の立ち位置が見えていないという気がしています。真剣に考えさせていただいてはいるのですが、見えていない部分はたくさんあると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 自分の立つ位置ということと言うと、我々委員会の全メンバーがそれぞれそのあたりを手探りで探していくものがあるのではないかと思います。新しいことをいろいろとやろうとしているわけですから、我々としても暗中模索しながら何かを見出していこうという面があるのではないかと思います。

なお、今回のアンケートの関係でF委員が出した問題として、統計学的な意味、あるいは今回のアンケートは何を目的としてということについては、事務局で何らかの考えをお持ちでしょうから、答えられるものがあつたら出していただきたいと思っております。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） アンケートの信頼性の部分です。

札幌市の市民アンケートでも、1万人にアンケートをしまして、以前は40%ぐらいの回答だったのですが、ここ何回かは50%を超えるぐらいの回答をいただいていると聞いております。通常、2,000件や4,000件ぐらいの標本があれば、かなり高い信頼性があるといえますか、それほど大きな誤差がないというふうな統計学的な解説があります。ただ、それは、全体で聞いた場合はもちろんそうですけれども、クロス集計をして、そのうちの一部の層、例えば20代や30代というふうにもっと細かく分けたときには、母集団全体でそう思うかどうかということについては、ずれが2%や3%ぐらいしかないとしても、年齢層ごとにもっと細かく見たときには10%ぐらいの誤差はあるのではないかとこの解説がされているところです。

○委員長 それでは、今の件についてはこのぐらいにして、さらに皆様方から調査結果をもとにご意見がありましたら出していただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

○G委員 本当に感想のような感じになってしまうのですが、問3のあなたは今の子どもに対してどのような印象をお持ちですかという質問に対して、いろいろな項目が並んでいる中に、否定的なものが多くて、開放的で明るいか、礼儀正しいのところではそう思うという回答が少ないです。このアンケートは、平成15年にもやっていて、そのときのアンケートで具体的に市では何かやったのかと思いました。そして、平成21年度に何かやるとありますが、このアンケートで出てきた問題に対してこういうことをやった方がいいのではないかとこの委員会で考えられたらいいと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特に、ここで言うておきたいということはありませんでしょうか。

○E委員 言わないでおこうかと思ったのですが、やはり言うておこうかと思えます。

条例の認知度です。今、有効回答数が38%の中でさらにこれだけの認知度なのですね。私は、PTAに携わって何年かなるのですけれども、条例が制定されるまでにいろいろなことがございましたね。市議会でも何回も議論なされています。

私は、一回、市長と対談したときに、何で条例にしなければいけないのだと言ったら、条例にすることが一番周知されて認知されるのが早い、市民に一番周知されるのがこの方法だと明言されていたのです。それにもかかわらず、相変わらずこういう結果なのです。我々もPTAで何回も勉強会を開いて、足かけ2年か3年ぐらいにわたって議論した記憶があるのですけれども、それでもこの程度なのかという非常に残念な思いがあります。正直、じくじたる思いというか、これに関して市民の関心が本当に低いのだということが正直な感想でございます。

これだけは言いたかったです。

○委員長 ありがとうございます。

今、条例に対する認知度が低いのは問題があるということでした。その点については、我々委員会としても何かできることがあったらやっていきたい、市だけではなくて、我々委員会としても何かやっていけることがあったらやっていくという気持ちは非常に大事なのだらうと思っております。ですから、他人事としてとらえるのではなくて、私どもとして認知度を高めるのに何ができるかということも非常に大事なのだらうと思っております。

ほかに何かございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 では、時間の関係もありますので、このあたりについては最後に子どもの人権についてずっと携わってきていると思われ副委員長にお願いしたいと思えますが、何かありましたらどうぞ。

○副委員長 確かに、おっしゃるとおりで、認知度が低かったら子どもたちに自分たちの権利を知らしめることにはならないわけですから、できるだけ我々も認知度を高めるために協力するということはあるかと思いました。

それから、このアンケートを見ていて、ふと思ったのですが、例えば、9 ページで権利が守られていないところで、一番大きいのがいじめ、虐待、体罰なのです。その次が、表明したい権利について年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされていないことです。その二つが出てきています。

その次の10 ページを見ますと、差別の問題が4 番に出てきて、大きな数値を示しています。その後、8 番を見たときに、個性や他人との違いが認められ、一人の人間として尊重されることが出てくるのです。多分、子どもたちは、自分が一人の人間として尊重されていないということを何となく感じているのだらうということです。大人から自分たちが認められているということでは、確かに高い評価が出ているところが結構あるのです。でも、子どもの権利としてどうなのかと聞かれたときに、本当に本質的なところで守られていないということが見え隠れするというのは、実感がここに出ているのではないかという感じがしました。

これを、我々は一体どうやって考えて、何をしたらいいのか、本当にこれからどう考えていったらいいのか、私もよくわからないのです。でも、何かをしなければいけないのだらうと思います。

〇〇委員 認知度が低いということがすごく重要なポイントであると思うのですがけれども、認知度を高めていくときにチラシや配布物を多くしていく、ポスターとか啓発活動をするということではなくて、きちんと正しく理解されて、学習されて認知度が高まっていくということがないと、ひとり歩きする方がよほど危険だらうと思うのです。

先ほど、私は大人と子どもという対比で言いましたけれども、どこか二極化するような理解や解釈があると、それは逆にマイナスになっていくのだらうとすごく感じるのです。

先ほど、B 委員が学校教育以外で情報を得ることが多いとおっしゃっていましたがけれども、ここの学習は学校教育がベースにならざるを得ないと思っているのです。それは、行政であり、教育であり、これからどういうふうに子どもたちや親に浸透させていくか、高めていくのかが重要だと思うのです。

〇委員長 結局、子どもの人権の実現をどういうふうに進めることができるのか。その場合、子どもに直接関係を持っている方がすごく大事な役割を果たしていくのだということで、そのあたりをどうしていくかということをお我々としては一番考えていかなければならないということになっていくのではないかという気がするのです。

そういうことで、さらにこの件に関してはいろいろ話をしたいところではあるのですがけれども、きょうは、時間の関係もありますので、この議題についてはこの辺で終わりにしたいと思います。

なお、市川救済委員は、この後、ご予定があるということでございますので、ここでご退席されます。

きょうは、本当にありがとうございました。

続きまして、議題（3）の今後の進め方についてを扱います。

実は、先ほどまでの議題、すなわち救済委員からの報告、あるいは子どもに関する実態・意識調査の結果等を踏まえて、この後、次回以降ということでありすけれども、いよいよ本格的にこの委員会が札幌市から諮問を受けている事項、すなわち子どもの権利に関する推進計画のあり方について議論をし、当委員会としての考え方をまとめていかなければなりません。

そこで、まず、今後の進め方について事務局から提案を受けまして、それをもとに今後この委員会の中で話し合いをした上、最終的に考えを一つにしていくことになるかと思えます。

まず、事務局から提案をしていただきたいと思います。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 私から簡単に説明させていただきます。

大きく分けて二つがございます。

一つは、今後の委員会の進め方です。今も、調査結果を踏まえて今後どうしていったらいいかという観点の意見も幾つかございましたけれども、具体的に計画という形にするということで、基本的な考え方、また、個別にやることをただ並列的に並べるのではなくて、ある程度のまとまりで、ここでは我々が計画をつくるときの柱という形で表現することが多いのですけれども、そういった柱をどうつくっていくか。きょうの調査結果を踏まえて、現状認識をした上で計画をどうつくっていくのかを今後の議論の中で進めていく形になろうかと思っております。

きょう、いろいろご議論をいただいたことを踏まえて、我々で意見を整理させていただきまして、次回、ある程度の基本的な考え方、柱で進めていいかどうかの議論を交わしていただければと思っております。

ちなみに、きょうは、参考までに、資料5の他の自治体の計画における基本的な考え方をお配りしております。

第1回委員会のときに、参考までに他の自治体の計画の主な概要を説明した写しをお配りさせていただきましたが、今回はそれを1枚にまとめて表にしたところがございます。ここで言う理念、目的、計画、施策の方向性、柱があります。高知県、川崎市、多治見市、示し合わせたわけではないのですけれども、四つぐらい柱になる部分をそれぞれの実態で議論して決めておりまして、この柱の中で具体的にどういうことをやっていったらいいかというアイデアを出していただいて、そういったものも含めて最後に計画をまとめていただく形になるのではないかと思います。

また、きょうは参考までにさっぽろ子ども未来プランをお配りさせていただきました。第1回目のときにパブリックコメント募集という段階で一度資料をお渡しさせていただきましたが、今回、無事に作成することができましたので、委員の皆様方に一部ずつお配りさせていただきます。

ちなみに、一斉配布はあしたから区役所等で配布されますが、その子ども未来プランにおいても今回の第一の目標として子どもの最善の利益を実現する社会づくりという形で位

置づけて、その中でも幾つか子どもの権利に関する施策事業なども整理させていただいておりますので、個別の事業なり、計画を考える前提としてこういうことも参考にさせていただければと思っております。

これは、あくまでも参考ということで、皆様方にある程度の計画のイメージができるような形でお手伝いできればということでつくった資料でございます。それが1点目の今後の委員会の進め方でございます。

次に、2点目でございます。

これも1回目からスケジュールを話したときに頭出しさせていただいたところではございますが、今回の子どもの権利推進計画は、子どもがターゲットという部分もございまして、子どもの意見について聞いていく機会を設けていく必要があるのではないかとこのことを当初お話しさせていただきました。そろそろ、そういうものも具体的に進めていかなければなりませんので、きょうは、ざっくばらんにご意見をいただきますけれども、今後の進め方と同じように、きょうの議論を踏まえて、どんなことができるかを事務局なりにまとめてみたいと思いますが、子どもの意見を聞くという部分の進め方についてもあわせてご議論をいただければと思っております。

特に、子どもの場合は、ただ集まって意見を聞くということもなかなか厳しいですので、どういう形で意見を聞いたらいいか、どういう方法で進めていったらいいかということもある程度打ち合わせた上で、具体的に子どもに働きかけるという次の段階に進んでいくと思っておりますので、広報、募集に頼るような形の案ができたらと思っております。

今、我々が想像している漠然としたアイデアでは、10人か20人ぐらいの子どもたちに二、三回集まっていただいて、できればワークショップのような形でテーマを絞って議論をいただくことを考えております。ただ、そうすると、限られた子どもたちが集まった意見になりますので、項目、テーマが特定できれば、別に子ども向けにアンケートなどをとることも考えております。

また、時期的には、当初、この委員会での答申が秋ごろという話を一たんさせていただいておりました。当然、子どもが出やすい期間になると休みの日になりますので、一つくくれるとしたら夏休み期間が意見を聞く場になると思っておりますが、その辺も含めてご意見をいただければと思っております。

あとは、子どもの意見を聞くに際して、我々だけというわけにもいかないと思います。ただ、委員の皆様にあまり負担をかけるのも心苦しい部分もございまして、お手伝いしてもいいという委員がいらっしゃれば協力いただければと思います。あとは、世代が近いということで、高校生の委員の方にもご協力いただければ、実際に子どもとかかわるワークショップの場にお越しいただいて、一緒に意見を聞いていただければ、一つの委員会の活動ということでよろしいかと思っております。これは強制ではありません。我々事務局の一つのアイデアということでご理解をいただければと思います。その点も含めて、ご議論をいただければと思います。

私からは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告によりますと、事務局から今後の進め方については二つの提案があったと言えるかと思います。まずは、今後、具体的に進めていくに当たって、事務局に議論するための材料としてのたたき台を用意していただき、それをもとに計画策定に当たっての基本的な考え方、それから計画の柱や方向性などについて委員会で整理していくことが第1点目であります。もう1点は、子どもの意見を聞くということについてであります。すなわち、次回、どのような点についてどのように子どもたちに意見を聞いていくのかということについて案を示してもらい、それをもとに委員会でも議論をするという提案でありました。また、同時に、その際、子どもの意見を聞くに当たり、例えば高校生委員の皆さんを初め、何人かの委員にお手伝いをいただきたいということであったと思います。

まず、1点目について扱いたいと思います。

今回、この点に関して言いますと、三つの自治体の計画の基本的な考え方などを改めて表にまとめていただきました。これを見ますと、各自治体ともそれぞれ基本的な柱としましては、体験、居場所、参加、そして相談、救済といった共通の柱を四つほど掲げているようです。今後、私どもは、札幌における計画の柱を念頭に置いて、それぞれの柱につきまして課題や方向性を掘り下げていく作業が必要であろうと考えられます。

他の自治体の資料や札幌市の既存の計画などを参考に、次回までにそのたたき台を作成し、それをもとに議論をしていただこうということであります。

このあたりについて、お考え、あるいは感想がおありの方がいらっしゃれば、出していきたいと思います。

○H委員 三つの自治体の基本的な考え方を並べていただいているのですが、三つとも柱は四つですけれども、高知県と川崎市、多治見市では若干柱が異なると思います。体験という柱を出しているのは高知県だけで、川崎市と多治見市に関しては、体験ではなく、子どもの権利に関する意識の向上が柱になっていると思います。

体験というのは、札幌市でも体験という言葉はたくさん使われていて、とても大事な柱だと思うのですけれども、権利ということ考えた場合には、体験を一つの柱というよりは権利に関する意識向上を大きな柱にさせていただけたらと思います。

そして、この三つの中では、人口が札幌に一番近いのは川崎市ですし、制定された時期も古く、条例に基づいて計画に関していろいろな具体的な施策が出ていますので、ぜひ川崎市の考え方を中心に進めていけたらというのが私の個人的な意見です。

○委員長 ありがとうございます。

今、H委員から、できれば川崎市を中心にしてという話がありましたけれども、ほかにご意見はございませんでしょうか。

○A委員 ただいまの意見に関連するのですけれども、いわゆる子どもの権利条例には、いろいろな条例があると思います。子どもという語句が入っている条例で、子どもの権利

とはっきりうたっている条例もあれば、そうでない条例もありまして、いろいろな幅があるところから三つが例示されていると私は理解しています。確かに、子どもの権利条約に盛り込まれているような権利すべてを網羅している条例もあれば、そうでない条例もございますので、そういう意味では、いい権利条例をモデルにして、参考にして、たたき台をお願いできればありがたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

○C委員 これを言うと嫌われそうなのですが、子ども未来プランの後期計画の策定のところで携わらせていただいています。今も携わらせていただいているのですが、基本的に札幌市の後期行動計画の頭のところで、先ほど課長がおっしゃられたように、子どもの最善の利益を実現する社会づくりということで、札幌市はそういう社会づくりを目指すのだと。その一番頭のところに、子どもの権利に関する推進計画の策定ということで、一番最初のところでうたっているんですね。ですから、これが今回の目玉だと思っているのです。

進んでいくと、6ページで学校教育のところに行きまして、札幌らしい特色のある学校教育の推進というところに、ぜひ権利という言葉が一言入らないのかということを担当したのです。雪をテーマとした学習の体験なども確かに大事だけれども、それよりも今回は権利がメインで来ているのであれば、学校教育の方も連動した文言があってもいいのではないかと考えたのですが、結果的にはそこには載っておりません。

では、これから札幌市がどんな権利条例を目指していくのかということでは、意識を向上させていくことがすごく重要で、すべて一貫して言っているのは、教育、行政が一体となって権利についての普及をしていくことがすごく重要で、それが意識の高まりになっていくのだろうと思うのです。

ですから、これが間違った解釈になっていくことの方がよほど危険で、学校に行かない、たばこを吸う、友達を傷つけるということも全部権利だということになっていくわけではないのです。ですから、子どもたちも大人もそこを共有していく社会をつくっていくために、これからどう権利条例を生かしたものにしていくのかはすごく重要だと思っています。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 札幌市次世代育成支援対策推進協議会でC委員からご意見をいただきました。

今回の整理は、どちらかという、そもそも基本目標という並列に果たして子どもの権利があってもいいのかという議論もあって、むしろ一つ超えたところにあって、その中の具体的なものということで、札幌らしい特色ある学校教育の推進という話もあったところです。体系上、一番最初に持ってくるということでちょっと差をつけるのと、総論的な意味で権利という部分を一たんは押さえさせていただくと。具体的には、それぞれの基本目標2から6の中で具体的な事業を通して実現を目指していくということです。

確かに、委員がご指摘のように、権利について直接この部分で取り上げているものはありません。ただ、それについては、雪、環境、読書もそうですが、そういう活動の中で

うまく権利について理解できるようにという趣旨でやっている部分があります。ちょっとわかりづらい部分はあるかもしれませんが、具体の形で動かしていく方が効果的ではないかと考えています。

先ほど委員がおっしゃられたように、パンフレットやチラシを配るだけで果たして認知度が高まるのかというご意見はありましたが、まさに我々もそれだけで十分だとは思っておりません。こういった子どもが大人と具体的にかかわる活動の中で先ほど言った権利の正しい行使の仕方を学ぶ部分もあると思います。そういう面では、特段、権利という言葉はないですけども、前段で子どもたちが規範意識や社会性、他人を思いやる心などというこれまで使った表現に近い部分でありますけれども、これがある意味では、権利の行使の調整の部分の一つの表現だと思っております。そういう関連で、ご理解をいただければと思っております。

○F委員 うまく言えるかどうかはわからないのですが、さっぽろ子ども未来プラン後期計画の基本目標3に働きながら子育てできる社会づくりとあります。小学校の教員をやっていたら、子育て中のお母さん先生もたくさんいるのです。そうすると、どんな状況になるかという、退勤時間の5時になって、帰りたくても帰れないので、スーパーのかごにノートを入れて、「きょうもパワートレーニングかい」と言ったら、「そうです」と言って重たいノートを持って帰るのです。そして、どうするかといったら、家に帰って子どもの面倒を見て、子どもが寝てからノートづけをして、次の日に持ってくるのです。学校現場が大変忙しい中でそういう先生がいるのです。その先生が、この間、育児休暇が明けて戻ってきたのです。本当はもっと休みたいはずなのに、もっと休めばいいのではないかと、制度は3年まで延びたのだからという話をしましたら、もう1年ちょっとで、これ以上休むと子どもが保育園に入れられないのだ、そういう現実があるというのです。その話を、ああ、そうかと聞いたのがもう4年ぐらい前です。

それが4年たってもまだ変わらない現実の中で、目標としてはいいのだけれども、絵にかいたもちがここにまた出てきて、重点化するべきところはどちらなのか。ピンポイントでお金をかけるべきところにお金をかけるべきではないかという思いが常にあるのです。そちらの方にお金が行かずに、保育園がふえずに、実際に子育て中のお母さん先生はノートを持って帰る状況が札幌市ではずっと続いているわけです。

ということは、本当に子どもの権利を守るということを考えたら、保育所を建てればいいとは言わないですし、それだけで解決する問題ではないのですが、やはり物事には優先順位があって、優先順位も考慮にいれながらやっていくことが大事なのではないかと思えます。そういうことを考えると、子どもにかかわっては、保育所だけではなくて、いろいろなことが出てきます。子どもの遊び場がない、公園でサッカーをやってはいけない、野球をやってはいけない。おじいちゃんや政治力がありますから時間がありますので、おじいちゃん、おばあちゃんはゲートボール場ではなくて今はパークゴルフ場をあちこちにたくさんつくっていますが、子どもの遊び場がどんどん失われている状況です。

子どもの権利を考えるとときに、全面展開するつもりはないのですが、優先順位も大事だと思うのです。私は、結論が出ないままこういうところに出て、多少、混沌とした中でのわけです。そのあたりもこの委員会の中で視野に入れることはできるのかと思いながら参加していたものですから、こういう話をさせていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

いろいろ悩んでいる感じがよくあらわれております。

○B委員 学校関係者ばかり話して申しわけありません。

中学校の方でも、先ほどのデータもそうですけれども、子どもの権利に関する学習などはある程度やり始めています。その中でこういうデータが出てきたのはよくわかるのは、子どもにとって自分の権利、あるいは、自分がこうして、ああ、そうなんだと本当に実感できるものは、いわゆるいじめや何か自分の身の回りのことではないかと思うのです。だから、中学生ぐらいになって、家庭で健やかに育つ云々と言っても、これはあまり言えないこともあるのですけれども、難しいのです。彼らは、そこに自分が言ってもしょうがないという宿命的なものを中学生ぐらいで感じてしまっていると思うのです。

もちろん、学校も一生懸命やらなければならないのです。彼らの意見表明なり、学校行事を組み立てるときにいろいろなことを考えなければならないのですけれども、彼らが実感として自分たちが、ああ、そういう権利もあって、あるいは、こういうこともできるのだという本当に先の見通しを持ってイメージして、達成感があるようなことはどこにあるのだろうかということです。

少なくとも、家庭や地域がこうだとか、君たちも家庭の中で健やかに云々と言っても、正直に言って、うちでそれを親に言ってもというか、その辺が学校教育をやる側としては、文書なり何なりを見せながらも現実的には把握できないだろうと思います。そこを札幌市の中で何らかの手当てをしていかないと、それこそ環境で子どもたち自身が解決の方向を見出したり、解決していけるようなものと、これはしょうがないというあきらめに近いものがあるのです。中学生では授業や何かをやっていて現実にそうだなということも感じます。

これは、広がってしまったらいけないのですけれども、実際に子どもたちは、例えば給食費の未納などは中学生ぐらいだったら持って帰ったらわかるのです。そのところで、彼らにそんなみじめな思いをさせたくないという彼らの立場から言うと、学校がそういうものを持っていくのはいかなものかということがあっても、現実的にはその対応しかできないのです。この辺で違う子どもに犠牲を強いないで解決する方向が札幌市として何か見えてくれば、自分たちはみじめな思いをしたという主張があって、それに対して動いたというものが見通せれば、また違うと思うのです。

ちょっとぐちゃい話で申しわけありません。学校は学校でちゃんとやりたいと思っています。現実に歩み始めていますけれども、彼らが一番実感して、そうだなと納得できるような題材と言ったらおかしいですが、取り上げられるのはいじめや人間関係の部分です。

家庭や何かになったら、正直に言って難しいです。

○委員長 ありがとうございます。

いろいろと問題が出てきました。

今、我々としては、推進計画を進めていくことについて話をしておりますので、そちらに問題を戻させていただきたいと思います。

推進計画を立てていく場合に、実際にほかの自治体の計画そのものについてごらんになった方はおられますか。その点から言いますと、実際にイメージを持っていただくために事務局で幾つかの自治体の計画を委員の皆さん方に用意していただくことはできるでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 今回お示した高知県、川崎市、多治見市のもものは、そもそも第1回目のときに写しを一部抜粋させていただいておりますので、この三つについては取り寄せてお配りすることは可能だと思います。今後は、それをたたき台にしたいと思います。

また、我々の希望としては、条例もそうですけれども、札幌の特徴のある部分が条例の中にもありますので、先ほど川崎市を中心という話がありましたが、それはそれでいろいろ取り入れる部分は多々あると思いますけれども、札幌らしい部分もあわせてご議論をいただいて、この計画がより理解しやすい部分で出てくればいいかと思っております。

○委員長 用意できるようでありますから、そういったものを実際に皆さん方に見ていただきまして、その上でこの問題についてまた議論をしていくことにさせていただきたいと思っております。

そこで、第1点目につきましては、この辺で終わりにさせていただきまして、次に、第2点目の子どもの意見を聞く場を設けることについて話を移させていただきたいと思っております。

子どもの意見を聞く場を設けることについて、皆さん方から何かご意見はございませんでしょうか。

○D委員 話が少し変わるのですが、私がやっているピアノ教室はすごく子どもが多くて、よく子どもと接します。私の言うことを結構聞いてくれるのですが、ピアノの先生より私の言うことを聞いてくれるのは、年がそこまで離れていなくて、言うことを聞きやすいからなのではないかと思っております。

ですから、子どもたちに議論してもらおう場を設ける場合は、私たち高校生が少し出てきた方が子どもたちも安心するだろうと思っております。あまり大人の人たちがいっぱい聞いてきてもちょっと言いづらいのではないかと思うので、私たち高校生が優しく聞いてあげた方が、こうなんだよと言いやすいのではないかと思っております。

○委員長 子どもの意見を聞く場合は、できるだけ年が近い方が出席していた方がいいということですね。私みたいな年寄りが出ない方がいいということになるでしょうか。

ほかにご意見はございませんか。

○B委員 今回のD委員のご意見は物すごく大事なことはないかと思えます。ピアサポートといいますか、結構いろいろなところで中学生あたりも使うのです。高校生ぐらいの方が来て、学校の先生はあまり入らない方がいいですね。そこで、いろいろな悩み相談などをやった方が出てくるのです。間違っても、私などは行かない方がいいと思えます。後から高校生から聞いた方がいろいろなものが出てきたりするのです。

方法としては、前向きに検討していいのではないかという意見です。

○委員長 若くない人をできるだけ裏で支えてあげた方がいいですね。

○H委員 先ほどのお話に同感です。このアンケートの調査が送られてきたときに一つびっくりしたのは、143ページですけれども、今まで最も強く影響を受けたもの、人というところで、第1位は友達、その次がスポーツ選手や芸能人など、その後母、学校の先生、父、本、兄弟と続いていくのです。これはびっくりして、私の子どもたちに、やっぱりお友達の影響を強く受けるの、お母さんや学校の先生の影響はないのと聞いたら、それは当然でしょうと言われたのです。やはり、年の近い人とお話をして、自分で気づいていくことが子どもにとっては一番なのかと思いました。それが、先ほどのD委員やB委員のお話ともつながるかと思いました。

もう一つは、質問です。

先ほど、課長から子どもの意見を聞く際には10人から20人ぐらいの子どもを集められるといいかなとおっしゃっていました。この10人から20人という子どもをどのような方法で集めようと考えられているのかを伺いたいと思えます。

今まで、子どもを集めるというと、どうしても広報で集めたりするけれども、広報ではなかなか人が集まらないということがあります。もしくは、子ども議会の場合は、学校の役員をしているような子どもたちを呼んで話を聞くわけですが、そうすると、どうしても不登校で学校に行けないなど、いろいろな立場の子どもの意見を拾い上げにくいのではないかと常々思っております。子どもの意見を聞くときに、幅広くいろいろな子どもから意見を聞きたいと思っております、そのための方策をここにいらっしゃる皆さんと一緒に考えられたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長 まずは、事務局に質問ですね。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 我々としては、今ある手段としては、確かにおっしゃるように、広報ですと本当にある程度テーマを絞って聞かないと、親も子も、行って何をやるのだろうという話にならざるを得ないのです。それだけの情報量しか載せられないという部分もあります。できれば、学校なり児童会館なり、いろいろな施設がありますので、そういうところも一つの選択肢かと思えます。

ただ、今、委員がおっしゃられたような幅広くということになると、同じ方法ではそこまで拾い切れない部分があります。また、意見を聞く部分と委員の負担のバランスもあると思うのですが、そういったものをどこまで聞けるかというものをこの委員会でたたき台のようなものをもとに議論していただいて、ここぐらいまで聞けば実際の子どもの生の

の声が聞けるかなということでご判断いただければと思っております。

特に、案というほどのものはございませんので、きょう、参考になるアイデアをいただければ、それをもとに次回までに幾つかまとめてみようと思っておりました。

あとは、子ども議会で優等生的な部分の話がありましたけれども、決してそういうことはありませんで、いろいろな方がいらっしゃいます。そういうイメージを持たれている方がいるようですが、実は先日、行政評価会議で子ども議会について取り上げて、これが必要かどうかというご議論をいただきました。皆さんは、非常にいい取り組みだということの評価をいただいたのですけれども、参加されている方は、これは成績の優秀な方が多いのしょうというイメージでとらえていました。成績表は見たことはないですけれども、決してそういうところで選んでいるわけではなくて、本当に個人が行きたいという意思を大切に選んでおりますので、そこだけは誤解のないように一言申し上げておきたいと思えます。

○A委員 子どもの集め方をどういうふうにという話ですが、先ほどの実施したアンケートの中で、子どもの権利が守られていない、あらゆる差別の禁止にかかわるところが非常に守られていないという声が多かったと思えます。権利条例の第28条でそこをちゃんとうたっているのですが、意識はそうだと。やはり、子どものメンバーには、障がいを持っている子どもや外国籍の子どもなど、また性同一性障がいの子も結構新聞報道でにぎわっていますけれども、マイノリティーと言っていいのかどうか分かりませんが、そういう人の声をちゃんと子どもから聞くことが大事だと思うのです。

これは、プライバシーの問題などがあってなかなか難しいところはあると思うのですけれども、そういう意味で、今回のアンケート調査を受けてあらゆる差別の禁止の問題、状況がうかがえるような声の拾い方ができるようなメンバー構成をご検討いただければと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

今すぐに出てこない部分があるようですので、もし、皆さん方の中で、きょうは考え方が出てこなくても、次回の委員会までにこういうものがないのではないかというものがありましたら、事務局の方に連絡していただきたいと思えます。そういったものを事務局で集約して、それを次回の委員会の場にまとめて出していただければと思えます。

そういうことで、2点目に関しましてはこの辺でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

3. 報告事項

○委員長 それでは、本日の三つの議題につきましてはこれで終了しましたので、次第3の報告事項に移らせていただきます。

この点について、事務局からお願いします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、私から報告事項が2点ございます。

もう時間も迫っておりますので、簡単にご説明させていただきます。

まず一つ目は、きょうお配りした資料の中に、「子どもに対する情報発信&子どもの参加」手引き（トライアル版）をお配りさせていただきました。これは、子どもの権利条例を理解する部分の中で、まずは行政としてそういった普及啓発も大事ですけれども、いろいろな行政の施策の中で子どもの参加の取り組みをより進めることが理解の促進につながっていくのではないかとということをつくったものです。

トライアル版と書いております。こういうものは完成版で出すのが普通ですけれども、これまで札幌市としてこういった子どもの参加の取り組みをやってきたかということ、今、まさに札幌市としても手探りの状況でいろいろやっているのが正直なところでございます。このトライアル版の中で実際に各部局でいろいろな取り組みをしていただいて、その結果、こう書いているけれども、もっとこうやった方がうまくいったといういろいろな情報を集めて、それを踏まえて、いずれは正式版をつくりたいと思います。

そういう意味では、手引きとは言いながら作業をしながら中身をいろいろ検証していくものです。そういった趣旨も踏まえて、今回はトライアル版をつくらせていただきました。

全国的には、こういうものを表に出す例はあまりないと思うのですが、これも一つの実験ということで、今回、出させていただきます。

きょうお配りいたしましたのは、これ自体はあくまでも庁内の職員向けということをつくったものでございますので、具体的には職員が使うことを前提にしておりますけれども、皆様方から、これを見ていただいて、こういった視点も加えた方がいいのではないかと、いうところがあれば、逐次、ご意見をいただいて、この中に取り入れることができるものはどんどん取り入れていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

これは職員向けですけれども、できれば市民向けも考えていきたいと思っております。こういうものを市民が見ても文章ばかりだねということになると思っておりますので、市民向けにつくるときはもう少しわかりやすいものになると思っておりますけれども、そういうものも将来的には考えていきたいと思っております。

以上が1点目の報告でございます。

2点目は、先ほども話を出させていただきました子ども未来プランの後期計画を策定いたしましたので、冊子の状態でお配りしました。これは、概要版、後期計画の本書、子ども用の3種類あります。今後、子どもの権利推進計画の具体的な事業を考える中で、このプランの中に出ている事業なども参考になる部分があると思っておりますので、今後ともご活用いただければと思ひまして配らせていただきました。

以上、簡単ではございますが、2点のご報告をさせていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご意見あるいはご質問はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、手引きについては、皆さんは後ほどごらんいただいて、意見があれば事務局に出していただければと思います。また、未来プランにつきましては、推進計画のあり方の検討に当たって、今後、参考にすることが出てくると思いますので、ぜひ委員の皆さんも目を通しておいていただきたいと思います。

4. その他

○委員長 それでは、本日予定しておりました議事についてはこれで終了しましたので、第4回の委員会を終了したいと思います。終わる前に、次回の第5回委員会の日程の確認をしておきたいと思います。

事務局から説明をいただけますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 次回の日程につきましては、当初お示したスケジュールでは、6月に開催を予定しております。できれば、第2週、遅くとも第3週には開催したいと考えておりますが、ゴールデンウイーク明けに改めて日程を調整させていただきたいと思います。

ちょうど5月24日から6月10日までが札幌市議会が開会中ですが、場合によっては第1週も考えられますので、その点も含めて、これまでどおり日程の予定表を送らせていただいて、ご回答をいただければと思っております。

なお、今年度につきましては、委員長が新年度のご講義の関係で、今のところ、月曜日から火曜日で調整させていただきました。差し支えなければ、そういう方向で考えていきたいと思っております。

ただ、夏休み期間中は、場合によっては、今は4時半と設定しておりますけれども、もう少し早い時間での設定も可能かと思えます。時間については、少し弾力的な対応を考慮しておりますが、曜日についてはある程度固定する形で対応をお願いできればと思っております。

いずれにしても、連休明けに日程調整のお手紙を差し上げたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、次回は第5回委員会になりますけれども、本日の議論、あるいは実態・意識調査の結果などを踏まえ、具体的に計画のあり方について意見を交わすことにいたします。事務局から用意してもらった他の自治体の計画をもとにイメージしながら検討していただきますようお願いしたいと思います。

5. 閉 会

○委員長 それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上